

# 見守りシール～認知症の人にやさしいまちづくりを目指して～

問合せ 地域包括支援センター ☎0495-74-1155 FAX0495-74-1156

## ★見守りシールって？

見守りシール(右写真)のQRコードを読み取ると、発見者と対象者のご家族等がインターネット上で情報共有でき、身元確認や家族との連絡ができる「どこシル伝言板システム」を利用したサービスです。

個人情報を開示することなく、発見から保護、ご家族への引き渡しまでを安心・安全・迅速に行えます。

## ★どんな時に利用するの？

- ・最近、物忘れが多くなってきた。
- ・外出して帰れなくなってしまったことがある。などの場合

## ★どこに貼るの？



## ★発見したら

- ・正面からやさしく声を掛けてください。
- ・携帯電話などでQRコードを読み取ってください。
- ・専用掲示板から保護者と連絡を取ることができます。

※インターネット接続に伴う通信費用がかかります。  
※個人情報は表示されません。

# ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

## 2年以上の受け取りで元がとれる付加年金制度

付加年金制度は、定額の国民年金保険料に加えて付加保険料を納めることにより、受給する年金額を増やすことができる制度です。

### ①付加保険料として納める額

定額の国民年金保険料 月額 16,610円 (令和3年度) + 付加保険料 月額 400円

### ②将来受け取る年金額

老齢基礎年金 ※支払期間によって受取金額は異なります + 200円×付加保険料納付月数

#### 【付加保険料を40年間(480か月)納めた場合】

納める付加保険料の総額は… 400円×480月=192,000円

毎年受け取ることができる付加年金額は… 200円×480月=96,000円

⇒付加年金を2年受け取れば納めた付加保険料の総額と同額となるため、将来的に大変お得です。

### <納めることができる方>

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)
- ・産前産後免除期間に該当の方

### ○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012  
保険健康課 0495-77-2113  
地域総務課 0274-52-3271

以下の方は付加保険料を納めることができません。  
・国民年金保険料の免除または猶予を受けられている方  
・国民年金基金に加入されている方

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号  
年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。  
予約受付専用番号 0570-05-4890

# 介護保険制度の一部改正に伴うお知らせ

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

介護保険制度が改正されたことに伴い、介護保険サービスを利用した際にかかる費用などに変更があります。主な変更点をお知らせします。

## ●高額介護(介護予防)サービス費の上限額が一部変わります

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が上限額を超えた場合、超えた額が支給されます。令和3年8月分からの上限額は下表のとおりとなります。

区分	上限額
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円(世帯)
年収約383万円以上約770万円未満	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯	
世帯全員が住民税非課税 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人・世帯)

## ●特定入所者介護サービス費(居住費・食費)の段階と負担限度額が一部変わります

低所得者の方の施設利用が困難にならないよう、居住費と食費の一定額以上は保険給付されます(要申請)。令和3年8月分からは下表のとおりとなります。

所得段階	区分	居住費(月額)				食費(月額)
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者等	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
	老齢福祉年金受給者					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 (600円)
	世帯全員が住民税非課税					
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 (1,000円)
	世帯全員が住民税非課税					
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 (1,300円)
	世帯全員が住民税非課税					

※ 居住費において、( )の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。食費において、( )の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。